

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岬町長 田代 堯

岬町条例第1号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年岬町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

学校医(内科) (幼稚園医を除く。)	(1) 基本報酬 1人1校あたり年額 180,000円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に8,000円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 50円に検診人数を乗じて得た額
幼稚園医	(1) 基本報酬 1人1園あたり年額 120,000円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に8,000円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 50円に検診人数を乗じて得た額
学校医(眼科)	(1) 基本報酬 全小学校又は中学校あたり年額 64,000円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に8,000円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 50円に検診人数を乗じて得た額
学校医(耳鼻咽喉科)	(1) 基本報酬 全小学校又は中学校あたり年額 64,000円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に8,000円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 50円に検診人数を乗じて得た額
学校歯科医 (幼稚園歯科医を除く。)	(1) 基本報酬 1人1校あたり年額 180,000円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に8,000円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 50円に検診人数を乗じて得た額

幼稚園歯科医	(1) 基本報酬 1人1園あたり年額 120,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 8,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 50 円に検診人数を乗じて得た額
学校薬剤師	1人1校(園)あたり年額 50,000 円

」を

学校医(内科) (幼稚園医を除く。)	(1) 基本報酬 1人1校あたり年額 180,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 10,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 100 円に検診人数を乗じて得た額
幼稚園医	(1) 基本報酬 1人1園あたり年額 120,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 10,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 100 円に検診人数を乗じて得た額
学校医(眼科)	(1) 基本報酬 全小学校又は中学校あたり年額 64,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 10,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 100 円に検診人数を乗じて得た額
学校医(耳鼻咽喉科)	(1) 基本報酬 全小学校又は中学校あたり年額 64,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 10,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 100 円に検診人数を乗じて得た額
学校歯科医 (幼稚園歯科医を除く。)	(1) 基本報酬 1人1校あたり年額 180,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 10,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 100 円に検診人数を乗じて得た額
幼稚園歯科医	(1) 基本報酬 1人1園あたり年額 120,000 円 (2) 出勤回数報酬 出勤回数に 10,000 円を乗じて得た額 (3) 人数割報酬 100 円に検診人数を乗じて得た額
学校薬剤師	1人1校(園)あたり年額 70,000 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。